

## 第4回情報法制シンポジウム 開催報告

### テーマ5「“香川県ネット・ゲーム依存症対策条例”を考える」

一般財団法人情報法制研究所 事務局

#### 開催報告

情報法制研究所(JILIS)は、2020年6月16日(火)から24日(水)にかけて、第4回情報法制シンポジウムを開催した。本シンポジウムは、新型コロナウイルス対策の必要性を考慮し、計5日間に渡るオンラインでの開催となった。オンライン開催はJILISにとって初めての試みであったが、期間中、2,000人を超える方にご参加いただいた。

ここでは、本シンポジウムにおける5つめのテーマ「“香川県ネット・ゲーム依存症対策条例”を考える」(6月24日(水)開催)の様子を振り返ることとしたい。なお、文中意見にかかる部分は、筆者の意見であることをあらかじめ申し添える。

香川県ネット・ゲーム依存症対策条例(以下「対策条例」という。)とは、インターネットやゲームへの依存症を予防すべく、18歳未満を対象にゲーム利用時間等の目安を設けたものである。罰則はなく、2020年3月に香川県議会にて可決・成立、同年4月より施行されている。

はじめに、井出 草平氏(大阪大学非常勤講師)より「香川県の規制条例とゲーム障害の実際」と題して報告が行われた。香川県は、WHO(世界保健機関)の診断基準にゲーム障害が採録されたことを根拠に、ネット・ゲームへの依存を予防する必要性があるとして条例を制定しているが、このロジックに対して実体的観点から検討を行った。

まず、WHOの診断基準は、臨床的に起こり得る問題を網羅的に羅列したものであり、そうした問題に端を発した苦痛や困難を当人が訴え、治療のニーズがある場合に医療的な対応できるよう掲載されているにすぎないと説明した。すなわち、診断基準への採録は必ずしも「治療や予防の必要性」を意味せず、行政が積極的に治療を求めるのは誤



りであると指摘した。また、旧ソ連では政治犯が精神病として病棟に収監されるなど、精神医学が政治的な道具として使われてきた過去の経緯にも触れ、精神医学がゲーム規制のために利用されることについて注意する必要があると述べた。

さらに、ゲームの不適切利用に関する Scharkow らの研究を紹介し、ゲームをプレイしても9割以上は依存の問題を抱えず、仮に問題があっても自然に回復するケースが多いと説明した。ゆえに、利用時間を一律に制限するよりも、少数の「ゲーム利用に問題がある者」を発見し、必要に応じて介入するシステムが合理的であると示唆した。

このほか、対策としての有効性について疑問を呈した。利用時間の制限により依存症が予防できるとする研究は存在しないと、制限を行なったものの結局は利用時間が増加した韓国の事例などを示した。

最後に、対策条例の主目的はネット・ゲーム使用時間の規制それ自体ではないかと指摘したうえで、正しい因果関係やエビデンスに基づいた条例の立案がなされていないのではないかと締めくくった。

続いて、対策条例にかかるパブリックコメントについて、齋藤 長行氏(JILIS 上席研究員・東京国際工科専門職大学教授)より報告が行われた。

議決に先立ち、2020年1月23日から2月6日までの15日間、対策条例の案に対する意見が募集された。当該パブリックコメントの結果については、賛成意見に似通った文章が多いこと等が多くのメディアにより指摘されていることから、JILISとして情報公開請求を行い、コメントの原本を分析・検証することとしたと述べた。

分析の結果、1意見あたりの平均文字数は、反対意見が約1,400文字であるのに対し、賛成意見は約35文字（反対意見の3.5%）であることが判明した。品詞数をカウントして比較した場合も、賛成意見から抽出された品詞数は反対意見の約15%程度にとどまっており、反対意見ではバラエティーに富んだ言葉が使われている一方、賛成意見では極めて限られた品詞を用い、簡潔に意見が述べられていると指摘した。

また、日付別投稿件数を分析すると、反対意見は意見募集期間中の15日間に比較的分散して投稿されている一方、賛成意見は2月1日～3日の3日間に全体の約77%が集中していることを示し、「賛同します」と「賛成です」のように、2,3文字程度の差異しか見受けられない類似した意見もこの3日間に投稿が集中していると述べた。さらに、当該3日間の中でも、特定の時間帯に集中して投稿が行われていると説明した。

齋藤氏は、上記の検証結果から、雛形の使用や連続投稿などの可能性を否定することはできず、信憑性のあるパブリックコメントとはいえないと結論付けた。

両氏による報告を踏まえ、江口清貴氏（JILIS専務理事・ソーシャルメディア利用環境整備機構専務理事）の司会のもと、パネルディスカッションが行われた。本パネルからは、大島義則氏（長谷川法律事務所弁護士・広島大学客員准教授）、馬場基尚氏（香川県弁護士会元会長・弁護士）が参加した。

#### ▶条例制定プロセスの適正性について

大島氏は、条例案が示され、審議し、多数決で議決されるという基本的な制定プロセス自体はしっかりと踏まれており、たとえばパブリックコメントの過程に瑕疵があったとしても、それをもって条例を違法・無効にするというものではないと述べつつも、「市民参加の機会を設け、透明性・公正性を確保する」というパブリックコメントの理念に照らした適正性が求められると指摘した。

#### ▶香川県弁護士会 会長声明について

馬場氏は、対策条例を即刻廃止すべきという旨の香川県弁護士会 会長声明について紹介した。同声明は理由の一つとして憲法第13条に触れており、公権力が一定の時間制約を押しつけることは、個人の自己決定権に対する侵害にあたりうると述べた。

#### ▶立法事実について

制定の根拠となる立法事実について、総じてエビデンスが不十分であると井出氏は指摘した。冒頭の報告で説明した内容に加え、対策条例の前文中のインターネットやゲームの利用に起因する視力障害に関する記載をエビデンス欠如の例として挙げた（近い距離にあるものを見ることで視力が低下するという傾向はあるものの、一概にゲームだけが原因とはいえないとした）。

#### ▶パブリックコメントへの介入について

あたかも同一の雛形を使ったかのような似通った賛成意見の存在について、齋藤氏は、2,3文字だけ異なる文章の投稿が特定の3日間に集中することは偶然とは考え難く、組織的な動きを否定することはできないと述べた。

また、大島氏は、内容の妥当性の検証はパブリックコメントの本来のかつ重要な意義であると指摘し、何らかの勢力が数を利用して世論を調整する場合、公正性が保たれているかという問題が生じると述べた。さらに、パブリックコメント実施後に対策条例の案文は修正（利用時間の「基準」とされていた箇所が「目安」に変更）されているものの、こうした対応が本当に妥当であるかという点にも言及した。

#### ▶対策条例にかかる問題の発端について

本件問題の発端は何かという点に話が及ぶと、井出氏は、ゲーム規制を継続的に訴えていた香川県議会議員の大山一郎氏の存在を指摘しつつも、有力議員の一存で決まるようなものではなく、「ゲームは良くない」「ゲームを取り除けば教育や子育てが良くなる」という意識が社会全体にまだ残っていることが背景ではないかと示唆した。

#### ▶対策条例の代替案について

対策条例に基づく規制の代替案として何が考えられるかと江口氏が問題提起すると、齋藤氏は、適切にゲームと触れ合うという家庭環境・社会環境が必要であるとし、その実現には地道な啓発活動していくほかなないと述べた。パターンリズムの方策に依拠せず、判断を個々の市民や家庭に委



ねることで、時間はかかっても個々人の意識の変化につながるだろうと語った。

馬場氏も同様に広報・啓発の重要性に触れ、県民一人一人が考えていかねばならないとした。テレビの視聴時間など、これまでも家庭における教育によって人々は規範意識を身に付けてきたと指摘し、個々人が知識を増やし、知見を集積することで、新たに生じる社会問題に対応していく必要があると述べた。

大島氏からは、憲法的観点から「より制限的でない他の選ぶ手段を取るべき」という原則について言及があった。広報啓発活動による手法、誘導的行政のような行政学的手法などはるかに制限的でない手法が存在すると述べ、一足飛びに条例による規制を行うことは認めがたいとした。

井出氏は、やはり啓発活動が重要だと述べたうえで、そもそも親子間のコミュニケーションの問題ではないかと指摘した。「学校に行ってほしい」「勉強してほしい」といった、親が抱える多種多様な悩みの一つにゲーム利用の問題があると述べ、こうした状況を打開するためには、親が子どもの生活世界を知ろうとする努力が必要であり、なぜそんなにゲームをやっているのかを聞くなどして子どもとの相互理解を深め、落としどころを決めていくことが重要ではないかと示唆した。

#### ▶まとめ

最後に、以下のとおり総括的コメントが各氏より示された。

井出氏は、条例の制定は科学的根拠に基づくことが重要であり、そうでなければ実際の問題は解決しないと指摘した。香川県だけでなく、全国的にも科学的知見に基づいた政策決定を行ってほしいとまとめた。

大島氏は、将来的な展開の可能性について触れた。対策条例第19条において、ネット・ゲーム依存症対策の推進に向けた財政上の措置について規定されていることから、条例に基づいてどのような事業が実施されるのか注目していくことが重要

と述べた。また、訴訟を提起しようとする動きもあることから、今後どういった訴訟が起きるかに着目するとともに、対策条例第19条に基づく事業について、住民監査請求や住民訴訟を行うことも考えられると指摘した。

齋藤氏は、石川県の「いしかわ子ども総合条例」の事例に触れつつ、今回の対策条例のような「北風と太陽」でいうところの北風の方策はあまり良い効果をもたらさないのではないかと述べ、地道に啓発活動を続けていくことの必要性を強調した。

馬場氏は、日頃「憲法を守れ」と語る県議会議員たちがやすやすとこの条例に賛成してしまったという事実を挙げ、今回の対策条例の問題を通じ、県政に対して県民が意見をし、適宜チェック機能を働かせていく必要性を感じたと結んだ。

司会の江口氏は、パブリックコメントが議決に対してどのようなインパクトを与えたかを考えるきっかけになればよいと期待を込めるとともに、情報公開請求で得られた資料をフルオープンにし、誰でも分析・検証ができる環境を作る予定であると述べて、パネルディスカッションを締めくくった。

閉会挨拶として、鈴木 正朝氏（JILIS 理事長・新潟大学法学部教授・理研 AIP）は、最後までご覧いただいた参加者に謝意を述べたうえで、これからの情報法制をどうするかを今後も多くの方と考えていきたいとし、5年目を迎えた情報法制研究所への引き続きの参画を会場に呼び掛けて、本シンポジウムを締めくくった。

末尾となるが、開催に向けてご尽力いただいたすべての関係者に謝意を表し、本シンポジウムの開催レポートとしたい。

一般財団法人情報法制研究所（JILIS）主催 第4回情報法制シンポジウム  
テーマ5 「“香川県ネット・ゲーム依存症対策条例”を考える」

---

日時：2020年6月24日（水）16:00～18:30

会場：オンライン開催

共催：情報法制学会（ALIS）

## プログラム

---

司会：江口 清貴（JILIS 専務理事・ソーシャルメディア利用環境整備機構 専務理事）

16:00～16:05	開催報告 鈴木 正朝 JILIS 理事長・新潟大学 教授・理研 AIP
16:00～16:35	報告1「香川県の規制条例とゲーム障害の実際」 井出 草平 大阪大学 非常勤講師
16:35～17:05	報告2「情報公開請求の結果－パブリック・コメントのテキスト分析から見えてくるものとは？」 齋藤 長行 JILIS 上席研究員・東京国際工科専門職大学 教授
17:05～18:10	パネルディスカッション 司会：江口 清貴 井出 草平 大島 義則 長谷川法律事務所 弁護士・広島大学 客員准教授 齋藤 長行 馬場 基尚 香川県弁護士会 元会長・弁護士
18:10～18:25	質疑応答
18:25～18:30	閉会挨拶 鈴木 正朝